

資源循環促進税に関する特記仕様書

本工事で発生する産業廃棄物を、平成 19 年 4 月 1 日以降に県内の最終処分場に搬入する場合（中間処分施設を経由する場合を含む。）は、資源循環促進税が課税されるので適正に処理すること。

なお、資源循環促進税が必要な場合については、税相当額を設計計上する。

資源循環促進税の概要

(愛媛県ホームページより)

1 課税の根拠

地方税法第4条第6項の規定（法定外目的税）に基づき、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用に充てるため、資源循環促進税を課する。

2 課税の対象と納税義務者

- ① 課税の対象 県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入
- ② 納税義務者 産業廃棄物を排出した排出事業者（中間処理業者を含む。）

3 税の仕組み

- ① 課税標準 県内の最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量
(重量の計測が困難な場合は、県が定める方法により換算)
- ② 税率 最終処分場への搬入重量1トンにつき1,000円
 - (1) 最終処分場の設置費用を負担した事業者が行う、当該最終処分場への搬入の場合は、1トンにつき750円
 - (2) 自己処分(最終処分業者を除く)の場合は、1トンにつき500円
- ③ 納税方法 特別徴収義務者（最終処分業者）が四半期ごとに申告納入
※最終処分場の設置費用を負担した事業者が行う当該最終処分場への搬入及び自己処分の場合は、排出事業者が四半期ごとに申告納付

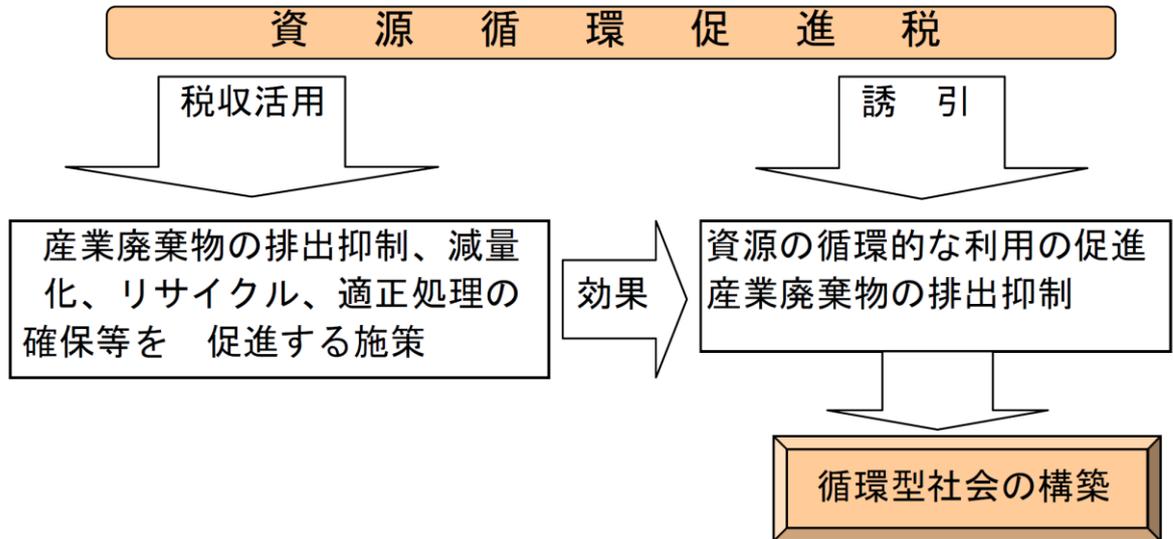
4 税の用途

産業廃棄物税の税収は、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用に充てる。

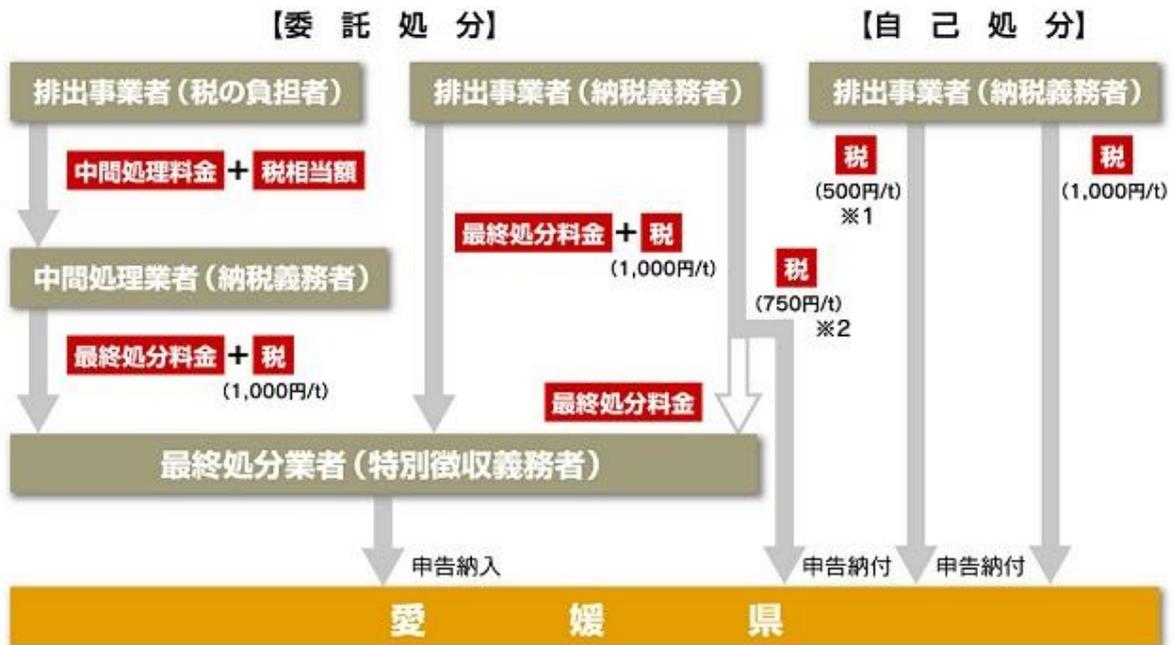
5 その他

- ① 25年度改正後、5年を目途に見直しを行う。
- ② 産業廃棄物に係る税については、現在27道府県及び1市で既に導入されている。

《税の目的》



課税のしくみ



※1 自らが設置する専用の最終処分場において自己処分する場合

※2 他者が設置する最終処分場の設置費用を負担した当該処分場において委託処分する場合(新たな軽減措置)
(軽減措置の適用には要件があります。)